

防衛省訓令第7号

合衆国軍隊事故被害者救済融資補助金交付要綱を次のように定める。

平成26年3月18日

防衛大臣 小野寺 五典

合衆国軍隊事故被害者救済融資補助金交付要綱

改正 令和元年 5月31日 防衛省訓令第5号
令和2年12月28日 防衛省訓令第67号

(通則)

第1条 合衆国軍隊事故被害者救済融資補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）（以下「適正化法等」という。）の定めるもののほか、この訓令に定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 補助金は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第 18 条第 6 項の規定による米国政府からアメリカ合衆国軍隊の構成員等による公務外の不法行為により被害を受けた者（以下「被害者」という。）に対する補償金の支払前に、被害者に対する所要の融資を行うための基金（以下「融資基金」という。）を造成することにより、被害者の早期救済に資することを目的とする。

(交付先及び申請手続)

第 3 条 補助金は、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条第 3 号に規定する公益法人をいう。以下同じ。）に対し、その申請に基づいて交付する。

2 補助金の申請は、別記第 1 号様式による交付申請書を防衛大臣に提出して行うものとする。

(交付対象)

第4条 補助金は、合衆国軍隊事故被害者救済融資事業

(第2条に規定する融資を行う事業をいう。以下「融資事業」という。)を実施するため、公益法人が融資基金を造成する事業(以下「補助事業」という。)を交付の対象とする。

(交付額)

第5条 補助金の交付額は、定額とする。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付決定には、次の各号に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) 第3条第1項の規定により補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、防衛大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに防衛大臣に報告して、その指示を受けなければならない。

(交付決定の通知)

第7条 防衛大臣は、第3条第2項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、当該交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定を行い、別記第2号様式による交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けて融資基金を造成した日から起算して1月を経過した日（当該事業の廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は融資基金を造成した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記第3号様式による事業実績報告書を防衛大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第9条 防衛大臣は、前条の報告書の提出を受けた場合においては補助金の額を確定し、別記第4号様式による補助金額確定通知書により補助事業者に通知するも

のとする。

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、請求書を防衛大臣に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、補助事業の完了又は廃止の日から5年を経過するまでの間、これらを保管しておかなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 防衛大臣は、補助事業の廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、適正化法等その他の法令若しくは本要綱の規定又はこれらに基づく防衛大臣の処分若

しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、融資基金の取扱いに関する別の定め
めに規定された事項に違反した場合

(3) 補助事業者が、補助事業、融資事業又は融資基金
の運用及び管理に関して、不正、怠慢その他不適当
な行為をした場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた
事情の変更等により、補助事業又は融資基金の全部
又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 防衛大臣は、前項の規定により交付決定の取消しを
行った場合は、補助事業者に対し、交付した補助金の
全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(監督等)

第13条 防衛大臣は、補助事業者に対し、この訓令の
施行のために必要な限度において、融資基金の適切な
管理を確保するために必要な措置を命じ、又は必要な
勧告、助言若しくは援助を行うことができる。

(国庫補助金の返納等)

第14条 補助事業者は、融資基金を解散したときは、同基金の残余の額を防衛大臣に報告し、その指示を受けて国庫に返納しなければならない。

2 補助事業者は、融資事業が完了し、その事業に係る精算が終了したときは、基金の残余额を国庫に返納しなければならない。

3 補助事業者は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）に規定されている基準に適合するよう、必要な措置を講ずることとする。この場合において、防衛大臣は、当該基準に適合するよう補助事業者を指導監督するとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずることとする。

（融資基金の取扱い）

第15条 融資事業の実施の要領を含む融資基金の取扱いに関し必要な事項については、別に定める。

（委任規定）

第16条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実

施に関し必要な事項は、地方協力局長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成26年3月18日から施行する。
ただし、次項の規定は、同月31日から施行する。
- 2 合衆国軍隊事故被害者救済融資補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第107号）は、廃止する。
- 3 前項の規定の施行に際し必要となる補助事業者への財団法人防衛施設周辺整備協会が有する地位の移転に関し必要な事項は、地方協力局長の定めるところによる。

附 則（令和元年5月31日省訓第5号）

- 1 この訓令は、令和元年5月31日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の様式を使用するに当たっては、必要に応じ、各様式中「令和」とあるのは「平成」とする修正を加えたものを使用することができる。

附 則（令和2年12月28日省訓第67号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記第1号様式（第3条関係）

文書番号
令和年月日

防衛大臣 殿

住 所
法 人 名
代 表 名

合衆国軍隊事故被害者救済融資補助金の交付申請について

合衆国軍隊事故被害者救済融資補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助事業の完了予定期日
- 3 補助金交付申請額 金 円

- 添付資料：1 定款
- 2 直近3年程度の事業報告及び決算報告（又は事業計画及び収支予算）
 - 3 補助事業の効果
 - 4 基金の管理・運用方法及び業務実施体制を明らかにした書類

補助事業者 殿

防衛大臣

合衆国軍隊事故被害者救済融資補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号で交付申請のあった合衆国軍隊事故被害者救済融資補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知します。

記

- 1 この補助金の額は次のとおりとする。ただし、補助金の額が変更される場合は、別に通知するところによるものとする。

補助金の額 金 円

- 2 この補助金は、合衆国軍隊事故被害者救済融資補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第6条に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 3 補助事業に係る実績報告は、交付要綱第8条に定めるところにより行わなければならない。
- 4 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

別記第3号様式（第8条関係）

文書番号
令和 年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
法 人 名
代 表 名

合衆国軍隊事故被害者救済融資補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日付け防地補第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた合衆国軍隊事故被害者救済融資補助金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の実績概要
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 補助事業の完了日（基金を造成した日）

添付書類：基金の保有の状況が分かる書類

別記第4号様式（第9条関係）

文書番号
令和 年 月 日

補助事業者 殿

防衛大臣

合衆国軍隊事故被害者救済融資補助金の額の確定通知書

令和 年 月 日付け事業実績報告書について審査した結果、平成 年 月 日付け交付決定通知書により通知した補助金の額を下記のとおり確定したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、下記のとおり通知します。

記

確定補助金額 円